

徳島 **Only one Tokushima** の提言・要望



平成 19 年 5 月

 徳 島 県

徳島県政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

最近の国、地方を取り巻く状況を見ると、「三位一体改革」や「平成の大合併」、さらには、「地方分権改革推進法」、「道州制特区推進法」の制定などによる「真の地方分権時代」の幕開けなど、まさに大変革期を迎えております。

本県では、こうした時代潮流を的確に把握し、「ピンチをチャンス」に変える気概を持ち、「地方分権新時代」を先頭に立って切り拓くとともに、本県の持つ「国内外に誇り得る優位性」を活かし、県民の皆様が「誇りと豊かさを実感できる 21 世紀の徳島づくり」に向け、「オンリーワン徳島行動計画」に掲げる 7 つの基本目標に基づき、重点的な施策展開を図っております。

また、厳しさを増す財政状況の下で、限られた行財政資源を最大限に活用し、徹底した行財政改革を行うため、「リフレッシュとくしまプラン」や「財政改革基本方針」等に基づき、持続可能な財政構造への転換を目指して積極的に取り組みを進めているところであります。

しかしながら、財政基盤の脆弱な本県が、立ち遅れている社会資本の整備を図り、実効性のある施策を推進していくためには、本県独自の努力はもとより、地域の実情に即した各種制度の創設や財源確保など、国の御支援が必要であります。

国におかれましては、平成 20 年度の予算編成並びに施策の展開に当たり、本書に取りまとめました「徳島の提言・要望」につきまして、本県の実情を十分に御理解いただき、御検討くださいますようお願い申し上げます。

平成 19 年 5 月

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

目 次

I 「オープンとくしま」の実現

- 1 地方分権改革の推進について（内閣府，総務省） ……1-1
- 2 国・地方を通じた新たな税財政制度の確立について（総務省） …… 2-1
- 3 人権が尊重される社会の実現について（総務省，法務省，文部科学省） ……3-1

II 「経済飛躍とくしま」の実現

- 4 若年者，障害者の就職支援について（財務省，厚生労働省） ……4-1
- 5 農業・農村の構造改革を推進する上での政策展開について（財務省，農林水産省） 5-1
- 6 国営土地改良事業について（農林水産省） ……6-1
- 7 小規模森林等の集約化による「緑の循環形成」の推進について（林野庁） ……7-1

III 「環境首都とくしま」の実現

- 8 循環型社会の形成に向けた施策の推進について（環境省，経済産業省） ……8-1
- 9 流域下水道など汚水処理施設の整備促進と人口規模の小さい市町村に対する補助制度の拡充について（内閣府，農林水産省，水産庁，国土交通省，環境省） …9-1
- 10 地球温暖化防止に向けた運輸部門における温室効果ガス削減を实践する施策の推進について（環境省，警察庁，経済産業省，国土交通省） ……10-1
- 11 地球温暖化防止に向けた森林対策の強化について（林野庁） ……11-1
- 12 バイオマス燃料の利活用推進について（農林水産省，林野庁） ……12-1
- 13 エネルギー特別会計による生態系保全・再生手法を用いた地球温暖化対策への支援について（環境省，経済産業省，資源エネルギー庁） ……13-1

IV 「安全・安心とくしま」の実現

- 14 新型インフルエンザ対策について（厚生労働省） ……14-1
- 15 難病に係る治療研究事業の安定的な実施について（厚生労働省） ……15-1
- 16 高病原性鳥インフルエンザ対策について（農林水産省） ……16-1
- 17 南海地震対策について
 - 1 南海地震対策について（内閣府，総務省，消防庁，文部科学省，農林水産省，林野庁，水産庁，国土交通省，気象庁） ……17-1-1
 - 2 学校施設の地震防災対策の促進について（文部科学省，内閣府，総務省） …17-2-1
 - 3 県南部圏域における防災拠点施設の整備について（内閣府） ……17-3-1
- 18 B C P（事業継続計画）を活用した地域防災力の強化について（内閣府，国土交通省） ……18-1
- 19 消防防災ヘリの機能強化について（消防庁，厚生労働省） ……19-1
- 20 山の境界保全の推進について（国土交通省） ……20-1
- 21 阿津江地区国直轄地すべり防止事業について（林野庁） ……21-1

22	海上における情報通信網の充実について（総務省，海上保安庁）	22-1
23	吉野川・那賀川直轄河川改修事業等について（国土交通省）	23-1
24	港湾・海岸整備について（国土交通省）	24-1
25	災害予防対策の強力な推進について（国土交通省）	25-1
26	地方道路整備臨時交付金制度の拡充強化について（国土交通省，総務省）	26-1
27	警察基盤の充実強化について（警察庁，総務省）	27-1

V 「まなびや」とくしまの実現

28	次世代育成支援対策の着実な推進について （内閣府，財務省，文部科学省，厚生労働省）	28-1
29	学校教育の推進に必要な教職員定数の充実について（文部科学省，総務省）	29-1

VI 「みんなが」とくしまの実現

30	再チャレンジや成長力底上げのための施策の推進について （内閣府，厚生労働省，経済産業省）	30-1
31	団塊の世代対策の推進について（総務省，農林水産省，国土交通省）	31-1
32	過疎地域の振興について（総務省）	32-1
33	DV対策の強化について（内閣府，警察庁，法務省，厚生労働省）	33-1
34	障害者自立支援法の円滑な施行について（厚生労働省）	34-1
35	介護保険制度の円滑な運営について（厚生労働省）	35-1

VII 「にぎわい」とくしまの実現

36	羽田空港の発着枠配分の新たなルールづくりについて（国土交通省）	36-1
37	本州四国連絡道路の通行料金等について（国土交通省）	37-1
38	高速自動車国道及び阿南安芸自動車道等の整備について（国土交通省）	38-1
39	徳島飛行場の拡張整備事業について（国土交通省）	39-1
40	徳島市内の鉄道高架化について（国土交通省）	40-1
41	「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録について（文化庁）	41-1

省庁別提言・要望事項一覧

I 「オープンとくしま」の実現

1 地方分権改革の推進について

県担当課（室） 総合政策局

【提言・要望の趣旨】

「地方分権改革推進法」に基づく「地方分権改革の推進」にあたっては、「地方と十分に協議」するとともに、「国と地方の役割分担の一層の明確化」、「国から地方へのさらなる権限移譲」、「地方税財源の充実強化」など、地方公共団体の自主性・自立性を高めるための改革を同時一体的かつ集中的に実施すること。

その際、関係府省の誠意ある対応を確保するとともに、国民の関心と理解を深めるよう特段の配慮を行うこと。

【徳島県の現状と課題】

平成 18 年 12 月 8 日、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「地方分権改革推進法」が可決、成立いたしました。

この法案の成立は、これまで「真の地方分権社会」の実現に向け、本県をはじめ全国の自治体が求めてきたものであり、今後の「地方分権改革」の推進に、大きな意義を持つものと考えております。

21 世紀の我が国は、地方における行政をその住民の意思に基づき行っていくとの「住民自治」を基本とし、「個性豊かで多様性に富んだ、活力あふれる地域社会」を形成するため、地方公共団体が自らの「権限と責任」のもと、「地域のことは地域で決める」ことができる「真の地方分権社会」を実現していくべきであると考えます。

そのためには、「地方分権のビジョン」をしっかりと描き、「国と地方の役割分担」を一層明確にすることはもちろんのこと、明確にされた役割分担に沿って、現在国に集中している「権限」や「財源」を地方に積極的に移譲し、地方公共団体が自主的・自立的に行政運営をできる仕組みを整備することが極めて重要です。

また、「国の義務付け・枠付け・関与の廃止・縮小」や「国と地方の二重行政の解消」は、地方公共団体の自主性・自立性の向上はもとより、国・地方を通じた行政の簡素化・効率化にも有効です。

【提言・要望の具体的内容】

- 1 「地方分権改革推進法」に基づく「地方分権改革推進委員会」の調査審議及び「地方分権改革推進計画」の作成・実施など、「地方分権改革の推進」にあたっては、同法及び衆・参両議院における付帯決議の趣旨等を踏まえ、国と地方の代表者等で構成する常設の「協議の場」を設置する等により、「地方と十分に協議」するとともに、
 - ・ 国と地方の役割分担の一層の明確化
 - ・ 国から地方へのさらなる権限移譲
 - ・ 地方税財源の充実強化
 - ・ 国の義務付け・枠付け・関与の廃止・縮小
 - ・ 国と地方の二重行政の解消など、地方公共団体の自主性・自立性を高めるための改革を同時一体的かつ集中的に実施してください。

- 2 その際、関係府省の誠意ある対応を確保するとともに、国民の関心と理解を深めるよう特段の配慮を行ってください。

- 3 「地方分権改革推進法」に基づき「地方分権改革推進計画」が実施に移されるまでの間においても、地方分権改革のための措置を検討中であることを理由として、地方分権に向けた動きを停滞させることのないようにしてください。また、地方に関係する制度の改正を行う場合には、本法に基づく地方分権改革と整合性がとれたものとなるよう配慮してください。

2 国・地方を通じた新たな税財政制度の確立について

県担当課（室） 財政課，税務課，市町村課

【提言・要望の趣旨】

平成 18 年度までの三位一体の改革の成果，及び地方分権改革推進法の趣旨を踏まえつつ，今後の二期改革においても，真の地方自治を確立する観点から，国と地方の税財政改革を進めるための取組を行うこと。

特に，本県のような財政力の脆弱な地方公共団体においても，自らの選択と財源で，地方の個性に応じた効果的な行政サービスが提供できるよう，地方財政基盤の充実等を図ること。

中でも，地方交付税については，地方財政の運営に支障が生じることのないよう，必要な措置を講じ，今後とも必要となる総額を確保するとともに，財源保障・財政調整機能を堅持すること。

【徳島県の現状と課題】

地方全体では，平成 18 年度に引き続き，前年度同額程度の一般財源総額が確保されたものの，本県の地方税の伸びは地方財政計画にはるかに及ばないものとなっており，本県財政は，平成 16 年度の地方交付税等の大幅な削減が回復していないこととも相俟って，極めて厳しい状況となっています。

その一方で，これからの自主的，自立的な真の地方分権時代における地方公共団体の役割は，経済飛躍・中小企業対策，地球温暖化防止対策，南海地震対策をはじめとする防災対策，さらには少子化対策などで，ますます重要性を増しており，これらの財政需要に対応し得る地方財政基盤の体質強化が急務となっています。

今後の国・地方を通じた新たな税財政制度については，本県のような財政力の脆弱な地方公共団体においても，持続可能な地方財政基盤が確立できるよう，十分に配慮してください。

【提言・要望の具体的内容】

- 1 地方税については、真の地方分権を実現するための歳入基盤の確立には、地方税源の拡充強化が不可欠であることから、今後は基幹税である地方消費税の充実を基本として国から地方へ税源移譲を行い、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系の構築に努めてください。

また、地方の「人材育成コスト」の還元という観点から、地方で育ち大都市で活躍する納税者が、自らの意思により所得課税の一部を出身地方公共団体に納税できる「ふるさと税制」を早期に実現してください。

- 2 地方交付税については、地域間の税源偏在・財政力格差等の是正や、地方公共団体が法令等により義務付けられた事務事業を数多く担っていることに鑑み、今後とも、必要となる総額を確保するとともに、財源保障・財政調整機能を充実してください。

また、「新型交付税」や「頑張る地方応援プログラム」については、

- ・国土保全や環境面などで広域的な貢献をしている「森林」や「中山間地域」の需要額の充実
- ・成果指標への反映が難しい過疎地域や合併団体等の実情
- ・直近の取り組み成果だけでなく、これまでの取り組みや高い成果を維持している努力の適正な評価

などに配慮し、とりわけ、財政力の脆弱な団体について、確実に財源保障がなされるようにしてください。

- 3 社会資本の整備については、今後の地域間競争において、公平なスタートラインを確保するため、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例」など、整備の遅れた地域・財政力の乏しい地域に十分配慮してください。

- 4 「新しい地方公共団体の再生法制」については、

- ・「健全化判断比率」の算定方法の詳細
- ・「早期健全化基準」、「財政再生基準」及び「経営健全化基準」

等について、早期に案を提示するとともに、地方公共団体の実態や意見を踏まえて、制度構築を行ってください。

また、地方歳出は、国の制度等の義務的歳出が大部分を占めており、また、地方財政の逼迫は、国の経済対策等に呼応した投資の増加や、平成16年度の地方交付税大幅削減の影響が大きいこと等を踏まえ、再生法制の整備と同時に、十分な税源移譲や、地方交付税等一般財源総額の確保によって、地方が自らの決定・責任で運営できる条件整備を進めてください。

3 人権が尊重される社会の実現について

県担当課（室） 人権課

【提言・要望の趣旨】

人権が尊重される社会の実現を図るため、人権救済及び人権教育・啓発に関する施策について、必要な措置を講ずること。

【徳島県の現状と課題】

国においては、平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布施行され、また、人権擁護施策推進法に基づき設置された人権擁護推進審議会から、平成13年5月に「人権救済制度のあり方について」、同年12月に「人権擁護委員制度の改革について」の答申が出されています。

また、本県においても、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の人権問題の解決のために様々な施策を展開するとともに、「人権教育のための国連10年」県行動計画に引き続き、「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、積極的に取り組んでいるところです。さらに、本年4月には、本県の人権教育・啓発推進の中心的役割を果たす拠点として「人権教育啓発推進センター（愛称:あいぽーと徳島）」を開設し、国、市町村、民間団体等との連携を一層進めることとしております。

人権問題の重要な柱である同和問題については、結婚や就職に際しての身元調査行為や差別落書、インターネット上における差別表現の掲示など、人権侵害につながる行為が後を絶たないことから、結婚や就職に際しての部落差別事象の発生の防止を目的とした「徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を制定するとともに、地対財特法失効後の同和問題の解決に向けての「基本方針」を平成14年3月に策定し、施策を計画的に推進しているところです。

しかしながら、依然として様々な人権に関する課題が存在する状況を考えますと、人権教育・啓発に関する施策のなお一層の充実と迅速かつ効果的な人権救済制度の整備が必要であると考えています。

【提言・要望の具体的内容】

- 1 人権侵害による被害者の救済等の対応について、迅速かつ効果的に救済するための制度を早急に確立するため、次の事項に配慮した、実効性のある人権救済機関の設置を内容とする「人権擁護法」の早期成立など、必要な措置を講じてください。
 - (1) 人権救済機関は、独立性を有するとともに、実効性のある機関とすること。
 - (2) 地域社会で生じる人権侵害に対して、簡易・迅速な救済を行うため、地方にも人権救済機関を設置すること。
 - (3) 地域社会における身近な人権擁護活動を促進するため、人権擁護委員制度の充実強化を図ること。

- 2 インターネット等を利用した悪質な差別事象が発生している状況を踏まえ、人権尊重の視点に立ち、現行法等では対応できない事象に対応するため、差別行為の防止に向けて法整備を含めた有効な措置を講じてください。

- 3 人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき必要な財政上の措置を講じてください。

Ⅱ 「経済飛躍とくしま」の実現

4 若年者、障害者の就職支援について

県担当課（室）雇用能力開発課

【提言・要望の趣旨】

格差を拡大・固定化させない社会を実現するため、安定した雇用の確保に向けて、若年者や障害者に対する就職支援を強化すること。

【徳島県の現状と課題】

国においては、格差問題の是正を図ることを目的として、フリーター、障害者など様々な人々の再チャレンジを支援するため、平成18年12月に「再チャレンジ支援総合プラン」が策定され、また、働く人全体の所得や生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防止するとともに、経済の活力を維持・向上させ、経済成長を高めていくことを目指して、平成19年2月に「成長力底上げ戦略」が策定されております。

また、本県においても、「県民一人一人が、誇りと豊かさを実感できる徳島」を目指して、平成16年3月に「オンリーワン徳島行動計画」を策定し、若年者の就職支援、障害者の雇用機会の確保など、各種施策を推進してきたところでありますが、今後とも、国の施策と連携しながら、「活力ある地域社会」の創造に向け、積極的に取り組むこととしております。

しかしながら、近年、雇用形態が多様化する中で、若年者の非正規雇用が拡大するとともに、バブル崩壊後の「失われた十年」の影響を受け、長期間、「パート」など不安定就労を余儀なくされている「年長フリーター」が社会問題となっております。

また、障害者は、障害者自立支援法の施行により、一般雇用への移行が課題となっておりますが、中小企業が大部分を占める本県では、その進展が十分に図られておりません。

このような中、格差を拡大・固定化させない社会を実現するためには、安定した雇用の確保に向けて、若年者、障害者に対する就職支援の強化が必要となっております。

【提言・要望の具体的内容】

- 1 若年者の正規雇用化に向け、「若年者トライアル雇用制度」の助成期間延長など、制度拡充を図ってください。

また、「2007年問題」への対応も含め、若年者の試行雇用と高齢者の継続雇用等を併せて実施した場合の加算措置等を内容とする「タンデムトライアル雇用制度（仮称）」を創設してください。

（注）タンデムとは、「二人乗り」という意味

- 2 障害者を雇用する企業に対する法人税上の優遇措置（機械等の割増償却措置）の要件については、障害者を50%以上又は障害者を25%以上かつ20人以上雇用することとなっておりますが、障害者を10%以上かつ5人以上雇用することとし、企業が障害者を雇用しやすい環境を整備してください。

項目	要件	内容	要望事項
機械等の割増償却措置	1. 障害者を50%以上（短時間被保険者を除く重度障害者は1人を2人として計算する。）又は障害者を25%以上かつ20人以上雇用 2. その年又はその前5年以内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等	普通償却限度額の24%（建物32%）の割増償却が出来る。 取得の日から5年間	1. 障害者を10%以上（短時間被保険者を除く重度障害者は1人を2人として計算する。）かつ5人以上雇用 2. その年又はその前5年以内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等

5 農業・農村の構造改革を推進する上での政策展開について

県担当課（室）農林水産政策課，とくしまブランド戦略課
農林水産総合技術支援センター企画管理課

【提言・要望の趣旨】

「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づく施策の推進にあたっては、各地域や品目の特徴に応じた展開を図ることを基本に、主体性や独自性を活かした効果的な支援に努めること。

【徳島県の現状と課題】

本県の農業は、企業的な経営を展開する経営体と、安定的な生産・出荷組織のもとで生産を継続する家族経営や兼業経営等の様々な経営体により成り立ち、園芸品目を中心に麦・大豆や飼料作物等を組み合わせた多様で生産性の高い農業が営まれています。

こうした生産構造を背景に、これまで、国の施策の活用と県独自のきめ細かな施策を組み合わせ、農産物の振興や農村の活性化に取り組み、京阪神主要市場への出荷額では全国で一、二位を占める生鮮食料供給地となっています。

このような中、本県の農業を振興していく上で、次代を担う青年農業者の育成確保、女性や高齢者の営農活動の支援、団塊の世代を含む他産業等からの新規参入者が円滑に就農できる体制整備など、農業・農村の多様な担い手の育成確保対策が求められています。

【提言・要望の具体的内容】

- 1 団塊の世代などの「新たな担い手」や「認定農業者」の確保・育成に当たっては、柔軟な対応が可能となるよう、次の措置を講じてください。
 - (1) 団塊の世代など、新たな担い手に対する支援措置の充実・強化
団塊の世代などの新規就農者が、遊休化、あるいは遊休化する恐れのある園芸用ハウスや畜舎などの生産施設を賃借し、経営を開始する場合の助成など、新たな支援策を創設すること。
 - (2) 不動産取得税の課税標準算定の特例措置適用範囲の拡大
農業法人や認定農業者で組織する団体等が国の補助、または交付金の交付に基づき取得した共同利用施設について、農事組合法人と同様に課税標準の特例を適用すること。
- 2 交付金事業の運用に当たっては、より効果的な施策となるよう、地域の主体性や独自性を活かした内容としてください。
 - (1) 農業者や地域の主体性と創意工夫の発揮
「強い農業づくり交付金」など交付金事業のうち「地域提案メニュー」の運用に当たっては、支援対象となる機械施設を「農業機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け農林水産事務次官依命通知）」の適用除外とし、地域の自主性や裁量性が発揮できるようにすること。
 - (2) 農林水産関連施設整備へのPFI事業導入に関する支援措置の拡充
新規就農者の確保・育成に向けた農業研修教育基幹施設整備について、民間活力導入による効果的・効率的な整備推進が図れるよう、「強い農業づくり交付金」による施設整備事業へのPFI事業手法の適用範囲を拡充すること。
- 3 輸出促進に向けた各種支援体制の整備について
農林水産物の輸出促進に当たっては、国の主導により知的財産権の保護に努めるとともに、地域の実情に応じたきめ細かな支援措置を講じてください。
- 4 WTO及びFTA・EPA交渉に向けての姿勢について
WTO及びFTA交渉において、わが国が主張する、日本をはじめ各国の多様な農業が共存できる国際規律の確立を図るとともに、日豪EPA交渉についても、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目を関税撤廃の対象から除外するなど、断固たる態度で交渉に臨んでください。

6 国営土地改良事業について

県担当課（室）農地整備課

【提言・要望の趣旨】

吉野川下流域地区国営総合農地防災事業について、効果の早期発現を図ること。

那賀川地区国営総合農地防災事業について、既存水路の有効利用等による更なる工事コストの縮減及び維持管理費の節減を図ること。

国営土地改良事業について、地方負担額の軽減につながる措置を講じること。

【徳島県の現状と課題】

吉野川下流域地区、那賀川地区における国営総合農地防災事業は、いずれも県内における優良かつ重要な農業地帯で実施されており、これらの地域に良質で安定的な農業用水を確保することは、県が重点施策として進めている「新鮮とくしまブランド戦略」の推進に大きく寄与するものであります。

しかしながら、近年、県や市町の財政状況が著しく悪化してきており、国営事業の負担金がさらに大きな影響を与える状況となっております。

また、農家においても農産物価格の低迷や安い外国産農産物の輸入により、厳しい経営を余儀なくされております。

このため、県や市町及び農家の負担軽減を図る財政措置を講じることが必要となっております。

【提言・要望の具体的内容】

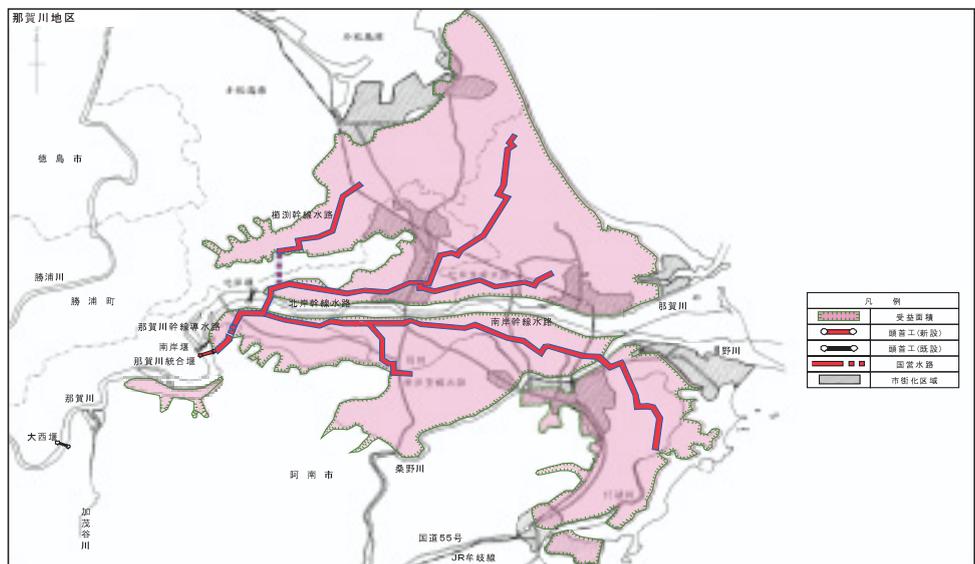
- 1 吉野川下流域地区国営総合農地防災事業については、取水が可能となる地域の順次拡大を図ってください。
- 2 那賀川地区国営総合農地防災事業については、既存水路の有効利用等による更なる工事コストの縮減を行い、県や市の負担軽減を図ってください。また、維持管理費の節減を行い、農家の負担軽減を図ってください。
- 3 国営土地改良事業の地方負担額の軽減措置について
 - (1) 特別会計の改革（一般会計化）において、継続地区については、従来の負担金支払い方式とするなど、地方の負担増とならない財政措置を講じてください。
 - (2) 今後支払う負担金については、後年に繰り延べし、総支出額が増とならない方法で平準化を行い、年度支払額の軽減を図ってください。

【事業概要図】

吉野川下流域地区



那賀川地区



7 小規模森林等の集約化による「緑の循環形成」の推進について

県担当課（室） 西部総合県民局，林業振興課

【提言・要望の趣旨】

持続的な森林経営と森林の多面的機能の高度発揮のため，小規模森林等の集約化と木材の利用促進等による「緑の循環形成」を推進すること。

【徳島県の現状と課題】

国においては，平成18年2月に「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン」を出され，木材・木材品の供給者が合法性・持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項を示されました。これを受けて本県においては，産地証明，品質証明と併せて，合法性・持続可能性の証明を行う「徳島県木材認証制度」をスタートさせたところです。

また，県西部地域においては，木材認証に加えて森林認証の取得を推進しており，認証制度の普及PRや森林の境界・資源状況の調査，認証材の利用促進などに取り組んでいます。これらの取り組みが順調に進めば，持続的な森林経営の確立や森林の多面的機能の高度発揮につながり，「緑の循環形成」に資することが出来ると見込まれます。

しかしながら，県西部地域においては，所有規模が零細な上に分散していることから施業の集約化が進んでおらず，生産された木材の利用も低位に止まっていることから価格が低迷し，持続的な森林経営が可能と言うには程遠い状況にあります。

このような状況を打開するためには，森林組合等の事業者が，手入れの遅れた森林や小規模分散的な森林を集約するとともに，森林調査や森林認証の取得などにより森林管理の手法を明確化し，計画的な生産による安定供給体制の確立と併せて，地域の林業・木材産業等の関係者が一体となって，民間企業や消費者に対して認証材等の利用を働きかけることが必要となっています。

【提言・要望の具体的内容】

持続的な森林経営を確立し、森林の多面的機能を高度に発揮させるため、森林組合等が、手入れ遅れ森林や小規模森林を集約するとともに管理手法を確立し、同時に安定供給体制づくりや生産された木材の利用促進を総合的に実施し、「緑の循環形成」に資する以下のモデル事業を創設してください。

- 1 小規模森林等の集約化
合意形成のための働きかけ及び取りまとめ
- 2 森林の現況調査
対象森林の境界測量，資源状況の調査等
- 3 適正な森林管理手法の確立
対象森林の将来ビジョンの明確化，森林認証の取得等による適正な管理手法の策定，所有者向け学習会の開催等
- 4 安定供給体制の確立
対象森林の伐採及び木材生産計画の策定，作業道及び機械導入計画の策定，川下業界との安定供給協定の締結促進
- 5 生産された木材（認証材）の利用促進
認証材の性能・品質の明確化，認証材住宅等の建設促進，消費者PR等

Ⅲ 「環境首都とくしま」の実現

8 循環型社会の形成に向けた施策の推進について

県担当課（室） ゴミゼロ推進室

【提言・要望の趣旨】

拡大生産者責任の考え方を積極的に導入し、製造業者等によるリサイクルシステムを確立すること。

【徳島県の現状と課題】

＜各種製品のリサイクル制度の拡充＞

毎年、膨大な量の廃棄物が発生し、不法投棄をはじめとする不適正な処理の問題や最終処分場の残余容量のひっ迫など、深刻な状況が続いております。

廃棄物問題を解決していくためには、拡大生産者責任に基づくリサイクルシステムを確立していくことが最も有効であり、リサイクルシステムの各種製品への拡充が必要であると考えます。

なお、リサイクルシステムの導入に当たってリサイクル料金等の徴収が必要な場合は、設定料金のできる限り詳細な情報公開が必要であるとともに、デポジット制度など使用済製品の回収を促進する方策の検討が必要であると考えます。

＜家電リサイクル制度の早期見直し＞

家電リサイクル法の施行後、テレビを中心に対象4品目の不法投棄がみられており、自治体の大きな課題となっております。

不法投棄の要因としては、消費者がリサイクル料金を排出時に負担する仕組み（後払い制度）となっていることが、最大の原因と考えられます。

また、廃家電製品の引渡義務違反等に対する罰則規定が不十分であることも不法投棄の要因の一つとなっていると考えます。

【提言・要望の具体的内容】

1 拡大生産者責任の考え方を積極的に導入し、製造業者等が自ら製造等した製品について、引取りや再使用・再生利用等を行うリサイクルシステムを拡充してください。

なお、排出者からリサイクル料金等を徴収する場合は、製造業者等がリサイクル等の義務履行に要する費用などの情報をできる限り詳細に公表して、適正な設定料金の確保を図ってください。

また、デポジット制度など使用済製品等の回収を促進する方策の検討を行ってください。

2 家電リサイクルの円滑な推進と不法投棄の未然防止を図るため、家電リサイクル法の見直し時期が経過していることを踏まえ、以下の点について制度の見直しを早期に行ってください。

- (1) リサイクル料金前払い制度を導入すること。
- (2) 対象4品目の引渡義務違反などに対する罰則を強化すること。
- (3) 地方自治体を対象4品目の不法投棄物を処理する際に発生する廃家電製品の回収・運搬経費、リサイクル料金などの経費に対する助成制度を創設すること。

9 流域下水道など汚水処理施設の整備促進と人口規模の小さい市町村に対する補助制度の拡充について

県担当課（室） 下水環境課，ゴミゼロ推進室，農山村整備課，水産課

【提言・要望の趣旨】

全国で最も汚水処理施設の整備が遅れている本県に対し，施設整備に係る所要の予算の確保を図ること。

下水道事業における補助対象となる主要な管渠の範囲について，普及率の低い人口 10 万人未満の市町村に対する補助対象範囲を拡充すること。

【徳島県の現状と課題】

平成 17 年度末における本県の汚水処理人口普及率は 38.4%と全国で最下位という状況にあります。（全国平均は 80.9%）このことは，これまで上水道や道路等の他の社会資本施設の整備を優先させる必要があったこと，また，地域によっては汚水対策よりも浸水対策が喫緊の課題であること等がその背景にあるものと考えています。

このような中，「環境首都とくしま」の実現を目指す本県にとりましても，今後の着実な汚水処理施設の整備が期待されるところであります。

旧吉野川流域下水道は平成 20 年度供用開始に向け 2 市 4 町と連携しながら事業を進めており，これまで同様，国による財政支援が必要不可欠であります。

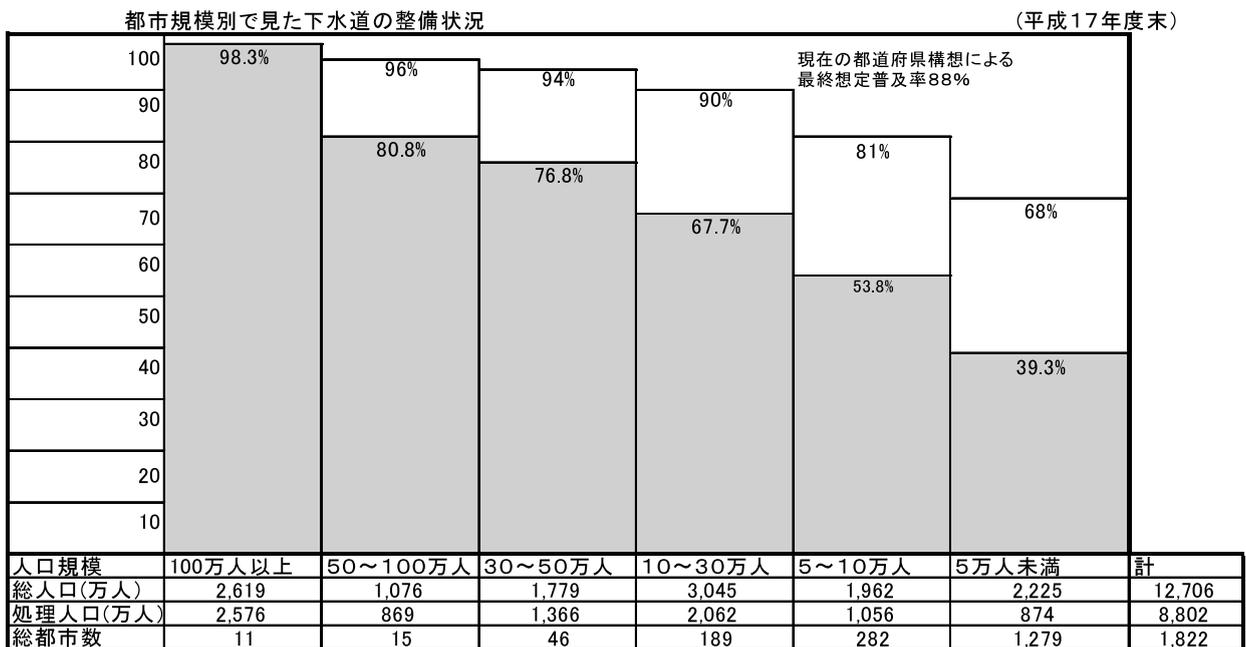
そして，未普及地解消には，人口が少なく財政規模の小さい市町村への積極的な支援が必要です。下水道整備において，市町村合併により町から市となった場合等，従来は補助対象であった管渠が補助対象外となることが発生し，その結果，合併前に比べて新市町の単独事業費が増加し，面整備の進捗が遅くなる懸念があります。

主管省庁局名 内閣府，農林水産省農村振興局，水産庁，国土交通省都市・地域整備局，環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
関係法令等 地域再生法，廃棄物の処理及び清掃に関する法律，浄化槽法，建築基準法水質汚濁防止法，都市計画法，下水道法，地方自治法，地方財政法

【提言・要望の具体的内容】

- 1 汚水処理施設の整備は「環境首都とくしま」の実現を目指す本県の最重要課題であり、平成20年度においても、次の施設整備に係る予算措置を図ってください。
 - (1) 旧吉野川流域下水道の事業促進に必要な予算の確保を図ること。
 - (2) 公共下水道の整備促進に必要な予算の確保を図ること。
 - (3) 集落排水施設の整備促進に必要な予算の確保を図ること。
 - (4) 浄化槽の整備促進に必要な予算の確保を図ること。

- 2 下水道事業における補助対象となる主要な管渠の補助範囲について、普及率の低い人口10万人未満の市町村に対する補助対象範囲を拡充してください。
 - (1) 主要な管渠の補助については、一般市(乙)人口5万人以上～20万人未満の区分を人口5万人以上～10万人未満と10万人以上～20万人未満の区分に細分化を図り人口規模の小さい市町村の普及促進を図ること。
 - (2) 合併市町村が合併前と変わらない補助対象範囲を確保出来るように配慮すること。



全国の人口規模別市町村数 (人口単位:千人)

区分	人口規模	平成12年10月現在		平成17年10月現在		差(平成17年－平成12年)	
		市町村数	人口	市町村数	人口	市町村数	人口
市	10万～20万	122	16,487	141	19,384	19	2,897
	5万～10万	217	15,108	249	17,378	32	2,270
	5万未満	226	7,749	250	8,792	24	1,043
町村		2,558	27,061	1,466	17,503	-1,092	-9,558

10 地球温暖化防止に向けた運輸部門における温室効果ガス削減を実践する施策の推進について

県担当課（室） 環境首都課

【提言・要望の趣旨】

京都議定書の目標達成に向け、エコドライブの推進等による運輸部門からの温室効果ガス削減を進めていくための支援を推進してください。

【徳島県の現状と課題】

平成17年2月16日の京都議定書の発効により、地域においても本格的な温暖化対策への取り組みが求められています。

しかし、我が国における温室効果ガスの排出状況は、産業部門においては「排出権」の取得等により、温室効果ガス排出削減に一定の目処がつく一方で、家庭部門及び運輸部門の対応が遅れています。

特に、運輸部門については、16年末における全国の運転免許保有者数は約7824万7千人（警察庁：平成16年運転免許統計）にのぼっており、さらに地方においては、移動や輸送において自動車に依存する率が高いこと等から、「自動車の使い方を見直す」ための実効性の高い対策を講じることにより温暖化防止に極めて高い効果が期待されるものと考えられます。

本県では、平成18年3月に「とくしま地球環境ビジョン（行動計画編）」を策定し、「地球環境に配慮した車社会づくりの推進～エコ・カーライフの推進や物流の効率化～」などの重点プログラムを設定し、月3回の「ノーカーデー」などの呼びかけや「ノーカーデーラッキーキャンペーン」等の特色ある取り組みを進めてきました。

今後、運輸部門における温室効果ガス削減を着実に推進するためには、子どもの頃から「地球温暖化問題」の正しい理解や自発的に取り組む資質を身につけるとともに、運転免許の取得並びに運転免許証の更新を契機とした「エコドライブの指導」を重点的に行うことが重要であると考えます。

【提言・要望の具体的内容】

- 1 「エコドライブ普及連絡会」が示している「エコドライブ 10 のすすめ」の実践を全国のドライバーに普及するため、道路交通法第 108 条の 28 第 4 項に定める「交通の方法に関する教則（昭和 53 年 10 月 30 日号外国家公安委員会告示第 3 号）」の内容として、より具体的かつ明確に位置づけてください。
- 2 運転免許を取得する前から、「運輸部門からの温室効果ガスの排出実態」等を含む「地球温暖化問題」について関心を持ち、正しい理解と解決に向けて自発的に取り組む資質が育まれるよう、「四国環境パートナーシップオフィス（EPO）」の重点事業として、小・中学校で実施する環境学習への「指導者派遣」や「出張講座」など、県内の小・中学校が積極的、かつ効果的に活用できる施策を講じてください。

「エコドライブ 10 のすすめ」

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. ふんわりアクセル「e スタート」 | 6. 暖機運転は適切に |
| 2. 加減速の少ない運転 | 7. 道路交通情報の活用 |
| 3. 早めのアクセルオフ | 8. タイヤの空気圧をこまめにチェック |
| 4. エアコンの使用を控えめに | 9. 不要な荷物は積まずに走行 |
| 5. アイドリングストップ | 10. 駐車場所に注意 |

エコドライブ普及連絡会（警察庁，経済産業省，国土交通省，環境省）

四国環境パートナーシップオフィス（EPO）

環境省において、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を踏まえた、地域での環境パートナーシップ推進の拠点となる「四国環境パートナーシップオフィス」を平成 19 年 1 月に設置し、「環境保全活動の活性化の支援」や「四国内での広域連携活動の積極的展開」「E S D（持続可能な開発のための教育）の推進」等を進めることとしています。

11 地球温暖化防止に向けた森林対策の強化について

県担当課（室） 林業振興課， 林業再生推進室， 森林整備課

【提言・要望の趣旨】

森林吸収源対策の目標達成に向け，森林整備等の施策が確実に実施できるよう新たな制度の創設と既存事業の改善をすること。

林業公社の果たしている重要な役割を考慮し，経営改善に向けた抜本的な支援策を講ずること。

【徳島県の現状と課題】

京都議定書における第1約束期間が2008年から始まることから，認められた森林吸収量を確保するための取り組みを強化する必要があります。

本県においては，県土の75%を森林が占め，森林吸収源対策の中心を担う人工林の比率も全国の平均を大きく上回っていることから，温暖化効果ガス10%の削減を目標とした「とくしま地球環境ビジョン」のなかで，重要なプロジェクトの一つとして「豊かな森林資源の利用促進」を位置づけ，森林の整備や木材の利用などの目標水準を掲げて推進しているところです。

この目標に向けて，森林整備・保全や木材の利用を推進するために，効率的な間伐材等の搬出とその有効利用を目指した「林業再生プロジェクト」を中心に各種森林・林業施策を積極的に展開し，森林吸収源対策に寄与しているところです。

この度，国におかれましては森林吸収源対策の目標達成のため加速的な森林整備等を促しておりますが，財政状況が厳しい折，事業実施に必要な県の義務負担にも限界があり急激な事業量の追加は困難な状況となっております。

そこで，森林吸収源対策の森林整備事業については，特に重要な政策として，確実に実行できる新たな制度を創設するほか，既存の森林整備事業の県の義務負担分についても新たに地方債の対象や特別交付税の適用など特段の配慮をお願いします。

また，森林資源の造成を通じて，県土の保全や山村地域の振興に寄与してきた林業公社は，木材価格の長期にわたる低迷や事業費を借入金に依存してきたことなどから，累積債務が年々増大し，かつてない困難に直面しております。

こうしたことから，本県の公社においては，経営の再構築を図るため，平成17年度に「経営改善計画」を策定し，既往の県貸付金について，平成18年度から無利子化しているほか，公庫資金の借換や繰上償還，分収造林契約内容の変更，事業や管理コストの縮減など徹底した経営改善に取り組んでおります。

しかしながら，公社や県だけの取り組みでは限界があり，公社経営の抜本的な改善を図るためには，国や公庫などの支援が不可欠であります。

【提言・要望の具体的内容】

- 1 「京都議定書」で認められている森林による二酸化炭素吸収量の確保は、国の政策として実施することから、間伐の推進や複層林、長伐期施業への誘導など、森林の整備・保全等が確実に実行できるよう、次のとおり新たな制度の創設と既存事業の改善を図ってください。
 - (1) 森林吸収源対策の目標達成に向け、緊急に必要となる森林整備事業量の増加に対応するため、県の財政力指数や民有林人口林面積等を考慮し、国の補助率や県の負担率を見直すなど、県の実情に合わせ弾力的に対応できる新たな制度を創設すること。
 - (2) 既存事業において県が負担する経費についても地方財政措置を講じるなど事業の改善を図ること。

- 2 林業会社の経営改善及び今後の森林整備を円滑に進めるため、農林漁業金融公庫の融資について、伐期の長期化により借入金償還と伐採収入の時期にズレが生じていることから、既往債務の償還時期を伐採時期に合わせた償還とする選択肢を持った新たな金融支援制度を創設してください。

12 バイオマス燃料の利活用推進について

県担当課（室） 農林水産政策課，総合政策局

【提言・要望の趣旨】

環境に優しいバイオマス燃料の利活用推進のため，総合的な支援に努めること。

【徳島県の現状と課題】

バイオマス燃料は，地球温暖化の防止対策として，また，未利用資源や遊休農地の有効活用を通じた地域活性化につながるエネルギー源として，多方面における効果が期待されています。

本県では，社会経済活動に伴う環境への負荷ができる限り少ない，自然と共生する，持続可能な循環型社会づくりを目指し，「環境首都とくしま」の実現を政策目標に掲げ，様々な環境問題に積極的に取り組んでいます。

平成17年3月には「徳島県木質バイオマス利用基本方針」を策定し，林地残材や製材端材などの未利用資源の有効活用を図るべく，チップ・ペレット化による燃料としての地域利用試験等に取り組んでいるところであり，一部市町村においては，木質チップボイラーによる温泉の熱源利用といった具体的取り組みも始まっています。

国においては，京都議定書目標達成計画に掲げられた輸送用燃料として，2010年までに50万キロリットルのバイオマス由来燃料を導入するとの目標を達成するため，「バイオマス・ニッポン総合戦略」において，バイオエタノールなどのバイオマス由来輸送用燃料の利用促進を図ることとしております。

しかしながら，バイオエタノールをはじめ，バイオマス燃料の利活用推進には，バイオマス燃料生産施設に必要な多額の設備投資など，様々な課題が障壁となっているのが現状であることから，原料の生産・確保から収集・輸送，施設整備，普及・拡大までに係る総合的な支援が必要です。

【提言・要望の具体的内容】

バイオマス燃料の利活用推進のため、以下の措置を講じてください。

1 技術開発の推進

- (1) バイオマス燃料製造の低コスト化，高効率化を可能とする技術を早期に開発すること。
- (2) 中山間地域向けに小型で低廉な製造プラント，加温ボイラー等の実用化を図ること。
- (3) バイオマス燃料の原料となる資源作物の多収性品種を育成すること。

2 税制上の特例措置

バイオエタノールをガソリンに混合する場合及びB D Fを軽油に混合する場合において賦課される揮発油税，軽油引取税については，バイオエタノール混合分及びB D F混合分を非課税とするなどの減免措置を図ること。

3 支援制度の創設

遊休農地等の有効活用と併せて，バイオマスとして利用可能な資源作物の採算性の低さを補うための栽培助成制度を創設すること。

13 エネルギー特別会計による生態系保全・再生手法を用いた地球温暖化対策への支援について

県担当課（室） 南部総合県民局

【提言・要望の趣旨】

地域特性を活かした地球温暖化防止を図るため、自然林や、藻場・干潟・サンゴ礁等の生態系の保全・再生による炭素固定機能の指標化を行うとともに、エネルギー特別会計を活用し、地域の民間団体や企業の参画による保全活動を財政支援する「炭素固定化検証パイロット事業」を創設すること。

【徳島県の現状と課題】

地球温暖化を防止するためには、省エネルギー・省資源の取り組みとあわせて、二酸化炭素を固定する森林等の保全など「吸収源対策」を強力に進めていく必要があります。

この森林による吸収源はもとより、藻場やサンゴ等による炭素固定機能も、高い潜在力があるものと考えており、これまで以上に保全・再生を進めていくことが、地球温暖化防止にも重要になると考えています。

本県では平成 17 年度に県庁から本庁機能を分与した南部総合県民局を創設し、地域に密着した環境政策の推進に本格的に着手しました。

本県南部には、剣山をはじめとする高峰を擁し、大瀬や那佐湾の干潟、那賀川・海部川などの河川、エダミドリイシサンゴの北限である水床湾など、豊かな自然資源を有していますが、一方で、少ない自然林、人工林の大規模伐採、藻場・干潟・サンゴの減少などの大きな課題も抱えており、このような状況を踏まえ、平成 18 年度から民間主導で「地球温暖化防止」や「自然との共生」のための環境保全活動の推進を図るべく、「みなみから届ける環づくり会議」を設立し、官民一体で取り組みを進めています。

こうした、「地域が持つ潜在力」を地域に住む住民や企業自らの取り組みで保全・再生することにより、地球温暖化防止へと繋げていくための手法として、「生態系の保全・再生による炭素固定の効果を検証」し、「有力な地球温暖化対策の手法として目標設定する」とともに、「民間団体や企業等の主体的な参加を促進する」ための支援を講じていく必要があります。

【提言・要望の具体的内容】

地球温暖化が進行する中、生態系の保全・再生による炭素固定機能を再評価し、エネルギー特別会計において、次の取り組みを講じてください。

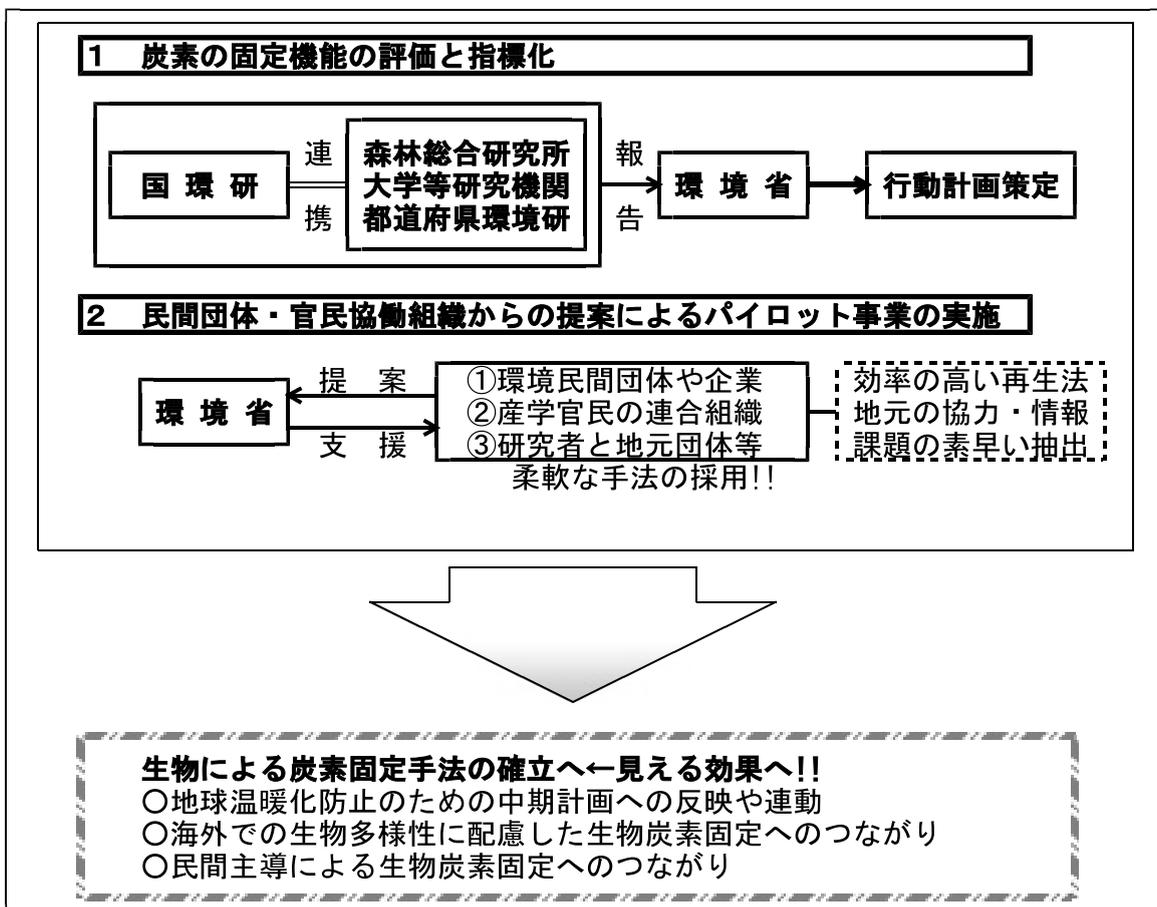
1 生態系の保全や再生による炭素固定量の評価・公表

生態系の保全や再生に伴う炭素固定量について、国立環境研究所や森林総合研究所、高等教育機関、都道府県の公設試験研究機関などが連携し、地域の自然林や藻場、干潟、サンゴ礁などによる単位量当たりの年間炭素固定量を算出するなど指標化するとともに、地域ごとの生態系の再生・回復による削減可能量を設定するなど、炭素固定のための行動計画を策定すること。

2 生態系の保全や再生による炭素固定のパイロット事業の実施・効果検証

大規模伐採跡地や砂浜・浅海などの自然再生による炭素固定が可能な事業予定地について、全国の民間団体や民間団体・企業・行政等の連合体によるパイロット事業の提案を募集し、事業の実施やモニタリングなどの効果検証に対する支援措置を創設すること。

【事業概要図】



IV 「安全・安心とくしま」の実現

14 新型インフルエンザ対策について

県担当課（室）企画課，健康増進課

【提言・要望の趣旨】

新型インフルエンザの発生に備えた，対策の強化及び必要な財政上の措置を図ること。

【徳島県の現状と課題】

現在，東南アジアだけでなく欧州においても，鳥インフルエンザのヒトへの感染が報告されており，高病原性鳥インフルエンザのウイルスが，ヒトからヒトへ感染するウイルスに突然変異した新型インフルエンザ発生の可能性が次第に高まってきております。

既に国においては，平成17年11月14日に『新型インフルエンザ対策行動計画』を作成し，国としての取組を公表しているところですが，本県においても，新型インフルエンザが県民生活に与える影響が，従来型のインフルエンザと比較にならないほど甚大であることから，全庁を挙げた取組を行っているところであります。

平成17年12月22日に，県内における感染拡大の防止と，県民の健康被害発生の阻止を目的として，『徳島県新型インフルエンザ対策行動計画』を作成するとともに，より具体的な対処のマニュアルとして，平成18年1月には，『徳島県新型インフルエンザ対応マニュアル』の作成や，『徳島県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル』の改訂を行い，さらに，本年2月には国の『鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議』と合同で，全国初の取組となる『新型インフルエンザ対応総合訓練』を実施しました。

さらに，平成19年度以降には，行動計画に基づき，より実効性のある具体的な取組が求められています。

【提言・要望の具体的内容】

国におかれては、新型インフルエンザから、国民の生命を守り、社会的混乱を最小限にとどめる立場から、行動計画・ガイドラインの策定や訓練の実施など、総合的な対策を実施されていますが、今後、これらの方針に基づき、国と地方がそれぞれの役割を担いながら、連携した取組が進められるよう、諸外国での発生状況等の情報提供などとともに、下記の措置を早急に講じてください。

1 国と地方との合同訓練の継続的な実施について

新型インフルエンザ発生時においては、国と地方との連携した対策の実施が求められることから、具体的な発生の想定を念頭においた、国の関係省庁と都道府県等の地方自治体が合同で行う新型インフルエンザ対応総合訓練を、継続的に実施すること。

2 薬剤以外の感染拡大防止策に対する支援について

新型インフルエンザ発生時の対策として、薬剤以外の感染拡大防止策となる、個人や地域における感染防止策、学校の臨時休業、職場対策などについて、実施に際しての具体的な手順を示すこと。

3 新型インフルエンザウイルスの国内侵入を防ぐ措置の充実について

新型インフルエンザの感染拡大防止には、まずは水際での措置が重要であることから、検疫所の増員等による強化・充実を図ること。また、都道府県との迅速な情報交換ができるよう連絡体制の強化を図ること。

4 専門家の派遣による人材の育成について

新型インフルエンザの国内発生時における感染拡大を可能な限り阻止するためには、専門家の高度な知識が必要であり、専門家を派遣することはもとより、事前対策として、専門家による感染症指定医療機関や市町村、消防、保健所等に対する研修会等を実施し、各地方自治体での人材の育成を図ること。

5 検査・受診体制の構築について

新型インフルエンザの検査・受診体制の構築に必要となる感染防止器材等の確保について、被害想定規模に対応できる助成措置を講ずること。

6 プレパネミックワクチンの確保等について

国において、ガイドラインで明示されているプレパネミックワクチンについて必要量を確保するとともに、抗インフルエンザウイルス薬について、現在の備蓄に加え、家族や接触者に対する予防投薬を確実にを行うために必要となる量を確保すること。

また、県が行う抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（5年ごとの更新分）に要する費用について、負担金等による必要な財源措置を行うこと。

15 難病に係る治療研究事業の安定的な実施について

県担当課（室） 健康増進課感染症・疾病対策室

【提言・要望の趣旨】

難病に係る治療研究事業を安定的に実施するため、法制化等を早期に行い、国の責務及び負担を明確にすること。

【徳島県の現状と課題】

難病に係る治療研究事業については、国の難病対策の大きな柱として位置づけられ、本県でも「特定疾患治療研究事業」をはじめとする事業を実施し、難病患者及び家族の方々の精神的・経済的負担を軽減してきました。

このうち「特定疾患治療研究事業」については、平成18年度末時点で4,474人の方を対象に780,018千円の医療費の公費助成を行っていますが、当該事業については法令等の規定に基づかない要綱事業であり、制度の位置付けが特に不安定なものとなっています。

事業の安定化と適正化を趣旨として、国が行った平成15年10月1日の制度改正においても法令等の位置付けがなされず、対象経費の増加に見合う予算措置が講じられなかったことから、本県においては、医療費の公費助成について約153,000千円（平成18年度）の超過負担を余儀なくされている状況にあります。

難病に係る治療研究事業については、都道府県に裁量の余地はなく、国の責務として行うべき事業であり、制度を安定的に実施し、難病患者及び家族の方々の精神的・経済的負担を軽減するためには、早期に法制化等を行ない、国の責務及び負担を明確にすることが必要です。

【提言・要望の具体的内容】

1 「難病に係る治療研究事業」の早期の法制化等について

患者及び家族の方々の精神的・経済的負担を軽減するため、「特定疾患治療研究事業」をはじめとする難病の治療研究事業について、早期に法制化等を行なうとともに、国の責務及び負担を明確にしてください。

2 医療費の公費助成について

難病の治療研究事業のうち、「特定疾患治療研究事業」については、県の裁量の余地がなく、国の責務として行うべき事業であるにもかかわらず、医療費の公費助成に係る超過負担が継続していることから、国の負担分について、必要な財政措置を講じてください。

16 高病原性鳥インフルエンザ対策について

県担当課（室） 畜産課

【提言・要望の趣旨】

高病原性鳥インフルエンザについて、養鶏農家における的確な防疫措置を行うため、感染経路の早期解明に努め、発生予防対策の充実を図るとともに、発生した場合に当該県が行う防疫措置に万全を期するため、国は全額財政支援をすること。

さらに、発生農家の経営再開に係る支援対策の充実を図るとともに、食鳥処理場等の損失補てん制度を創設すること。

【徳島県の現状と課題】

本県養鶏産業は、飼養羽数が全国第5位に位置するなど、農林水産業の基幹部門であり、また、関連産業は、生産から処理・加工、流通等裾野の広い地場産業として多くの雇用を創出し、地域経済を支えています。

これまで、県では、鳥インフルエンザを「発生させない・持ち込ませない」を基本方針として、消毒の徹底、防疫演習や防疫資材の備蓄及びウイルス検査における高度安全検査室（P3施設）の整備に取り組むとともに、正しい知識の普及や相談窓口の設置など一般消費者対策にも取り組んできたところであります。

一方、国におきましては、感染経路究明チームによる原因調査、発生農家や移動制限を受けた農家に対する助成措置の制度化、及び県が行う防疫措置に対する支援など多岐にわたる支援対策が講じられてきました。

しかしながら、本年1月の宮崎県及び岡山県の発生状況から、養鶏農家における消毒の徹底や防鳥ネットの設置など、自衛防疫措置を講じたにもかかわらず発生があったことについて、養鶏農家の不安は増すばかりです。

今後、的確な防疫措置を取る上においては、感染経路の究明が不可欠であり、国における早期解明に向けた継続した取り組みと、発生予防対策の更なる充実が必要です。

また、畜産農家の経営安定と鶏卵・鶏肉等畜産物の安定的な供給を確保するため、発生農家の経営再開に対し、現行制度における殺処分手当金、家畜防疫互助基金造成等支援事業の一層の充実、及び移動制限区域内の食鳥処理場等が被る損失について助成できる新たな制度の創設が必要です。

【提言・要望の具体的内容】

高病原性鳥インフルエンザについて、次の対策を講じてください。

- (1) 感染経路の早期解明に努めるとともに発生予防対策の充実を図ること。
- (2) 発生した場合に、当該県が行う防疫措置に対し、国は全額支援をすること。
- (3) 発生農家の経営再開に係る支援措置の充実を図ること。
- (4) 食鳥処理場等の損失補てん制度の創設を図ること。

17 南海地震対策について

1 南海地震対策について

県担当課（室）企画課，南海地震対策課，農地整備課，森林整備課，水産課，建設管理課，道路保全課，道路建設課，河川課，砂防課，高規格道路推進局，港湾空港課，住宅課，建築開発指導課

【提言・要望の趣旨】

南海地震の発生に備えた，地震・津波対策の強化及び必要な財政上の措置を図ること。

【徳島県の現状と課題】

東南海・南海地震は，今世紀前半にもその発生が懸念されており，本県においては，地震動はもとより巨大な津波による甚大な被害が想定されています。

また，本県は，「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき，県内全域が「東南海・南海地震防災対策推進地域」として指定されています。

本県では，南海地震対策を，喫緊かつ最重要課題の一つとして，県政の推進方策を示した「オンリーワン徳島行動計画」に位置づけ，「南海地震発生時の死者ゼロ」を目指す「とくしまーゼロ作戦」を積極的に展開するなど，対策の重点化を図り，目標を定め，計画的に対策を推進しています。

平成18年度からの10年間については，「徳島県地震防災対策行動計画」を定め，前期5年間では，揺れと津波による「死者ゼロ」を目指し，強力に取り組みを進めているところであり，計画初年度の平成18年6月には，県民の防災意識の高揚を図るため「とくしま地震防災県民会議」を設立するとともに，10月には，地震防災対策について県民の行動指針となる「とくしま地震防災県民憲章」の制定や，19年2月には，「防災拠点等となる県有施設耐震化計画」を策定するなど，着実な取り組みを行っているところです。

強い揺れの後，直ちに津波の来襲することが予想される本県では，地震情報はもとより津波情報の一層の迅速化，高度化が求められるとともに，津波避難施設や安全な避難路の整備などの津波避難対策や自助・共助による地域防災力の向上，海岸保全施設の整備，学校等公共施設や住宅の耐震化が急がれるところです。

さらには，地域防災計画で指定した「緊急輸送道路」は，孤立化を防止し，救急救助や応急対策活動に不可欠な道路であることから，急傾斜地崩壊等から住居や緊急輸送道路を防護するなどの保全対策とともに，早急な整備が望まれております。

このほか，被災者生活再建支援制度等については，真に活用できる制度とすることが強く求められています。

主管省庁局名 内閣府，総務省自治財政局，消防庁，文部科学省研究開発局，農林水産省農村振興局，林野庁，水産庁，国土交通省河川局・道路局・住宅局・港湾局，気象庁
関係省庁名 日本高速道路保有・債務返済機構，西日本高速道路株式会社
関係法令等 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法，地震防災対策特別措置法，地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法，建築物の耐震改修の促進に関する法律，被災者生活再建支援法，道路法，港湾法，急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律，地すべり等防止法，海岸法，土地改良法，森林法

【提言・要望の具体的内容】

I 地震防災対策に必要な次の施策を推進してください。

1 地震・津波に関する調査・観測体制の強化について

地震・津波による被害を大幅に軽減するためには、地震発生時期等の予測精度の向上等が必要であるため、南海地震の想定震源域においても、「地震・津波観測監視システム」を構築するなど、東海地震並みの地震・津波調査・観測体制の強化を図ること。

2 震度情報ネットワークシステムの高度化について

震度情報は地震発生時における初動体制の確立のためには重要であり、現在このシステムの高度化が求められているところであるが、各機関が所有する情報を共有するとともに、伝達手段を多様化するなど、情報利用がより有効に行えるシステム整備が行えるよう、財政支援制度の充実を図ること。

3 木造住宅の耐震化の促進について

木造住宅の耐震改修では、多額の個人負担が生じることが、耐震化の進まない要因となっていることから、平成 18 年度には、「住宅耐震改修促進税制」が創設されたところであるが、更に取り組みを加速させるため、東南海・南海地震防災対策推進地域内における木造住宅の耐震改修については、公営住宅建設等事業などの基幹事業と関連して行われない場合でも「地域住宅交付金」の対象とするよう、支援制度の拡充を図ること。

4 防災拠点等となる公共施設等の耐震化の促進について

地震等の大規模な災害が発生した場合に、災害対策の活動拠点となる庁舎等や、避難所となる学校等について、被害の軽減及び住民の安全が確保できるよう、早急に耐震化を促進する必要があるため、交付金制度を創設するなど、支援制度の拡充を図ること。

5 急傾斜地崩壊危険箇所における災害の防止対策について

- (1) がけ崩れ発生箇所の予測技術等の調査研究を推進すること。
- (2) 地震による崩壊の危険度が高い地域において、豪雨等により集中的に発生した「がけ崩れ」に対し、地震関連の予防対策が推進できるよう災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の拡充を図るなどハード・ソフト両面の施策を実施すること。

6 津波避難困難地域の解消に向けた避難対策の創設について

津波避難困難地域の解消は、急務であり、抜本的解消を図るため、身近な避難施設や避難路の整備、安全確保対策などの津波避難対策が着実に推進できるよう、「地域防災拠点施設整備モデル事業」を将来的には一般事業化するなど、支援制度の創設を図ること。

7 津波避難場所など、高速道路施設用地の一部利用について

高速道路の整備は、緊急輸送道路の確保や救急患者の搬送時間の短縮による「命の道」としての早期整備が求められているとともに、津波浸水想定区域内の住民が津波から逃れる津波避難場所としての活用が望まれていることから、

- (1) 津波避難困難地域において、高速道路の盛土部等について、津波避難箇所としての活用が図られるよう検討すること。
- (2) 災害対応拠点施設として、サービスエリア・パーキングエリアの活用を検討すること。

と。

(3) 緊急出入口の整備促進を図ること。

8 被災者生活再建支援制度の充実等について

- (1) 被災者生活再建支援制度に係る住宅再建支援制度の充実を図るため、支援対象経費に住宅本体の再建費用（新築・購入・補修各費用）を含めた制度とするほか、対象となる自然災害に係る戸数の要件緩和及び対象世帯を半壊以上とするなど、真の被災者支援となるよう必要な措置を講じること。
- (2) 災害に係る住家の被害認定を、迅速かつ円滑に実施できるよう「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による被害認定方法の簡素化を図ること。

9 地震防災対策に関する財政支援の拡充について

東南海・南海地震防災対策推進地域に係る地震防災対策の推進のため、「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づいて実施される事業に係る国の負担又は補助の割合の嵩上げ範囲の拡大や、同事業に充てるために起こす地方債及び地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入について、東海地震並みの特例措置等とするよう、財政支援の拡充を図ること。

II 地震防災対策に必要な財政措置及び事業の整備を促進してください。

1 緊急輸送道路等の整備の促進について

- (1) 四国横断自動車道 阿南～鳴門間や地域高規格道路 阿南安芸自動車道をはじめとする幹線道路の整備を促進すること。
- (2) 高速道路、直轄国道及び県・市町村管理の緊急輸送道路をはじめとする幹線道路における橋梁の耐震補強を重点的・計画的に実施するために必要な予算を措置すること。
- (3) 緊急輸送道路を保全対象に含む土石流対策、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策事業、並びに道路災害防除事業に必要な予算を措置すること。

2 海岸保全施設の整備の促進について

津波による被害を防止・軽減するための海岸保全施設強化対策を促進すること。

3 南海地震の発生に備えた農林地内の災害防止施設等への予防保全対策の推進について

- (1) 東南海、南海地震防災対策推進地域内の地すべり指定地、海岸保全区域、山地災害危険地において、既存ストック（施設）を有効に活用する観点から、施設の長寿命化や機能強化を図る対策工事が実施可能となる制度を創設すること。
- (2) 上記推進地域内における、ため池等の土地改良施設について、市町村等が実施する災害予防保全を目的とした既存ストックの補強や機能の回復など小規模な対策工事が実施可能となる制度を創設すること。

17 南海地震対策について

2 学校施設の地震防災対策の促進について

県担当課（室）施設整備室

【提言・要望の趣旨】

東南海・南海地震防災対策推進地域で行われる公立小中学校の地震防災対策について、東海地震に係る地震防災対策強化地域と同等の財政上の支援等を行うこと。

【徳島県の現状と課題】

本県では、全市町村が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、県内小中学校の90%以上の学校施設が地域住民等の避難所に指定されていますが、同施設の耐震化率は38%程度であり早急な耐震化を進める必要があります。

しかしながら、耐震化の事業を実施するには多大な費用負担を要するため、耐震化促進の大きな阻害要因となっています。

本県においては、「徳島県地震防災対策行動計画」を策定し、耐震化のスピードアップを図るため、県立学校を対象として、改築ではなく、「耐震補強」と「教育環境リニューアルのための大規模改修」を同時に実施する「大規模耐震改修事業」を行うこととしています。

今後、「地震防災緊急事業五箇年計画」を推進するとともに、平成18年度末で完了した耐震診断結果に基づき、学校施設全体の耐震化を短期間で完了させるため、各市町村が小中学校の耐震補強とリニューアルのための改修に積極的に取り組める制度の拡充と耐震化に対する継続的な国の事業量の確保や財政支援等が必要です。

主管省庁局名 文部科学省大臣官房文教施設企画部、内閣府、総務省自治財政局
関係法令等 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法など

【提言・要望の具体的内容】

- 1 東南海・南海地震防災対策推進地域に係る公立小中学校施設の地震防災対策の推進のため、「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づいて実施される事業に係る国の算定割合の嵩上げや、同事業に充てるために起こす地方債及び地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入について、東海地震に係る地震防災対策強化地域と同等とするよう、財政支援の拡充を図ってください。
- 2 公立小中学校施設において、東南海・南海地震防災対策推進地域で行われる地震防災対策については、交付金の重点配分を行ってください。
- 3 公立小中学校施設の耐震性を緊急に確保する必要があり、従来の改築による耐震化から耐震補強による耐震化への転換が求められておりますが、財政力の弱い各市町村においても、この転換を促進し、既存ストックを有効的に活用するため、「安全・安心な学校づくり交付金」において、耐震化と同時に老朽施設の改修を行う場合、老朽施設の改修についても耐震化事業と同等の算定割合の嵩上げを行う制度（大規模耐震改修事業）の拡充を図ってください。

17 南海地震対策について

3 県南部圏域における防災拠点施設の整備について

県担当課（室） 南部総合県民局，南海地震対策課

【提言・要望の趣旨】

県南部圏域における防災拠点施設の整備にあたり、「地域防災拠点施設整備モデル事業」において制度を拡充するとともに必要な予算の確保を図ること。

【徳島県の現状と課題】

東南海・南海地震は、今世紀前半にもその発生が懸念されており、本県においては、地震動はもとより巨大な津波による甚大な被害が想定されています。

特に県南部においては、沿岸域を中心に人的・経済的に甚大な被害を受けるとともに、津波等により至るところで幹線道路が寸断され、各地域が孤立し、避難及び救助が非常に困難になるうえに、被害が広域府県に及ぶことから圏域外から救助の手が届くまでに相当の時間を要することが懸念されています。

このため、南部圏域の大規模災害発生時における災害対応機能を強化するためには、発災後の「被災者の避難所」や「負傷者等の迅速な救助・救命活動のスペース」を確保するとともに、「圏域外からの応急復旧活動」、「物資集積配送を行う等広域的な応援活動」を行うための機能を有した防災拠点が必要と考えております。

また、平常時は地域防災力の強化を図るため、「人材養成研修」や「防災訓練」等の啓発教育機能と「救助用資機材」等の備蓄機能が必要と考えております。

さらに、防災拠点施設の整備をするに当たっては、既存施設を最大限有効に利活用し、地域の実情に応じた効率的な運営や集約化を図っていくことが求められております。

なお、東海・東南海・南海地震の影響を受ける太平洋沿岸の各地域においても本県と同様の事情にあるものと思慮されます。

【提言・要望の具体的内容】

県南部圏域の災害対応機能を強化するため、防災拠点施設の整備にあたり、「地震防災拠点施設整備モデル事業（総合監理施設）」において採択要件の緩和や対象事業の拡大など制度を拡充するとともに、必要な予算の確保を図ってください。

- (1) 地域の実情に即した機能，規模で整備が可能となるよう，採択要件の緩和を図ること。
- (2) 既存施設を有効利用した施設整備についても対象事業となるよう制度の拡充を図ること。

18 B C P（事業継続計画）を活用した地域防災力の強化について

県担当課（室） 企画課，商工政策課

【提言・要望の趣旨】

行政機関における実効性ある事業継続計画の作成に向けた，指針の策定等の支援や，地域防災力の強化を図るため，企業，行政等が一体となった地域全体の取組手法の検討を行うこと。

【徳島県の現状と課題】

南海地震発生確率が今後 30 年で 50%と予測されており，個人，地域，企業，防災機関が，積極的に防災対策の取組を行っており，それぞれに災害対応の計画やマニュアルの整備も進んでいるところです。

さらに，平成 18 年度からは，企業防災の促進を図るため，中小企業における B C P（事業継続計画）の取組を積極的に促進し，「徳島県 B C P ステップアップガイド」を作成するとともに，普及促進体制の更なる整備を図ることとしているほか，行政機関としては，「徳島県庁版 B C P」について，早期策定に向け積極的な取組を進めているところです。

今後，こうした取組を一層促進するためには，企業 B C P と連携して機能する行政における B C P のあり方を確立する必要があり，その基準となる指針の策定等が求められているところです。

さらに，地域防災力を総合的に高めるには，企業や国・県・市町村それぞれが積極的に B C P の普及促進を図ることはもとより，各機関において策定された B C P が相互に連携して，より効果的な手法となるよう，「地域モデル」による実証的な検討が求められています。

【提言・要望の具体的内容】

地域の防災力を強化する上で、企業や行政のBCPが積極的に策定され、有効な事前対策として常に見直され、強化されていくよう、次の措置を講じてください。

1 都道府県が行う事業継続計画作成のための指針策定等の支援について

平成19年度以降、事業継続計画を作成しようとする都道府県が増加することが予想されることから、具体的なアドバイスが受けられるよう、都道府県等を含め地方公共団体における事業継続計画の作成指針の提示や、相談のための窓口の設置等を行うこと。

2 企業や国・県・市町村など地域一体となった事業継続計画策定の実証研究について

南海地震発生により、大きな被害が予測される地域において、企業や国・県・市町村を対象とし、それぞれの機関が事業継続計画を策定することによる効果（計画に実効性を持たせるために必要となるインフラやライフライン等の検討を含む）等について、実証的な研究事業を実施すること。

19 消防防災ヘリの機能強化について

県担当課（室） 消防保安課，医療政策課

【提言・要望の趣旨】

消防防災ヘリの救急搬送体制整備及びヘリ更新時の充実強化を図ること。

【徳島県の現状と課題】

本県では、平成10年6月に消防防災ヘリの運行を開始して以来、医療機関と連携しながら傷病者の救急搬送に積極的に取り組んできました。

平成18年5月には、徳島赤十字病院に屋上ヘリポートが設置されたことにより、平成18年度のヘリによる救急搬送件数は、17年度の件数の約2倍の29件と大幅に増えています。

今後は、平成19年度に徳島市民病院、平成23年度に県立中央病院と相次いで屋上ヘリポートの設置が予定されているなど、ヘリによる救急搬送の環境整備が進み、より効果的なヘリによる救助活動が求められています。

全国的には救急医療体制の整備の一環として、ドクターヘリの積極的な導入が論議されていますが、厳しい財政事情等の理由で単独のドクターヘリを配備することは困難であり、消防防災ヘリにドクターヘリ機能を導入することが現実的であると思われます。

消防防災ヘリにドクターヘリ機能を導入するにあたっては、様々な経費等が必要となり、特にヘリ更新時に際しては、地方の財政事情を考慮すると支援制度の充実及び拡充が必要であります。

主管省庁局名 総務省消防庁

関係省庁名 厚生労働省

関係法令等 消防組織法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、同法施行令、緊急消防援助隊に関する政令、総務省所管補助金交付規則、国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の設置の基準額

【提言・要望の具体的内容】

消防防災ヘリの機能拡充に必要な財政措置を促進してください。

1 消防防災ヘリの救急搬送体制整備について

消防防災ヘリにドクターヘリ機能を導入するにあたり、必要な資機材等設備の充実を図るための経費に対しての財政支援制度の充実を図ること。

2 緊急消防援助隊設備整備補助金について

現在、本県において、消防防災ヘリにドクターヘリ機能を導入するためには、救急出動要請の都度、救助目的の仕様を救急仕様に変更しなければならず、その変更のために要する時間が人命に関わる状況となっていることから、ヘリ更新時には、救助と救急の双方の設備を常備できる大型の機種に変更しやすいよう現行の補助制度の拡充を図ること。

20 山の境界保全の推進について

県担当課（室） 農山村整備課

【提言・要望の趣旨】

山村境界保全事業の継続と予算の確保、制度の拡充を図ること。

【徳島県の現状と課題】

中山間地域では、高齢化や過疎化、森林の荒廃が進み、近い将来、山の境界が不明となるという状況であり、早急に山の境界を保全する必要があります。

このため、地籍調査を進めておりますが、地籍調査は相当な期間と費用を要するため、短期間での実施が困難な状況であります。

全国においても、同様の問題が危惧されており、平成16年度から、国が実施主体となって、地籍調査に比べ簡易な手法で実施できる「山村境界保全事業」がモデル的に行われております。

しかし、「山村境界保全事業」は、単年度事業であるため継続して実施ができないこと、現場での実施機関が森林組合に限られること、また簡易な手法で実施するため成果を後続する地籍調査で活用できない等の課題があり、これまで本県では取り組まれておりませんでした。

これらの課題を解消し、「山村境界保全事業」を実施することは、中山間地域での計画的な境界保全の推進、地籍調査の円滑化や就業機会の確保を図ることができます。

また、美しい森林づくりに向けた間伐などの森林対策の実施や、本県が実施している効率的な搬出間伐とその利用を進める林業再生プロジェクトを効率的に進めるためにも必要な施策です。

【提言・要望の具体的内容】

国が実施主体で行っている「山村境界保全事業」の実施においては次の点に配慮してください。

- ・ 今後も継続して事業を行うこと。
- ・ 同一年度同一県で複数市町村の実施及び同一市町村での複数年の継続実施を可能とすること。
- ・ 現場での実施機関に、森林組合だけでなく、市町村や第三セクター等を含めること。
- ・ 新技術（GPS等）を用いた測量手法を確立し、地籍調査と同等の測量精度を確保すること。
- ・ 事業成果を後続する地籍調査で利活用できるよう、その後の所有者の異動修正等も事業の対象とすること。

21 阿津江地区国直轄地すべり防止事業について

県担当課（室） 森林整備課

【提言・要望の趣旨】

大規模な地すべり災害が発生した、那賀町・阿津江地区において今後の豪雨等による再度災害防止と早期復旧を図るため、国直轄地すべり防止事業の新規採択を図ること。

【徳島県の現状と課題】

本県は、中央構造線をはじめとする活断層が東西に走り、それらの影響で急峻な山地、脆弱な地質が形成され、加えて台風常襲地帯であることから、過去から幾多の土砂災害が発生してきています。

特に、平成16年は日本に上陸した10個の台風のうち8個の影響を受け、うち5個が本県に上陸し、県下各地で甚大な被害が発生しました。なかでも台風10号では、那賀町において記録的な集中豪雨に見舞われ、「阿津江地区」では、大規模な崩壊が発生しました。その後の調査・観測等の結果、崩壊斜面の上部は、大規模な「地すべりブロック」であることが判明しました。

本県では、土石流などの自然災害から県民の生命を守り、安全で快適な生活環境を築くことが、緊急かつ重要な課題の一つであり、県政の推進方策を示した「オンリーワン徳島行動計画」に位置づけられた「安全・安心とくしま」の実現に向け「自然災害に強い県土づくり」の計画的な整備促進に努めているところであります。

このような中、「阿津江地区」については、大規模で極めて不安定な状態で残った「地すべりブロック」の拡大崩壊を未然に防止することが、喫緊の課題となっております。

しかしながら、これらの災害復旧対策には、膨大な経費と高度な技術を要する上、「効率的かつ効果的」な復旧計画の策定が求められ、また、これに基づき早期完成を図ることが再度災害防止にとって最も重要であることから、「国直轄地すべり防止事業」として実施することをお願いするものであります。

【提言・要望の具体的内容】

那賀町・阿津江地区の国直轄地すべり防止事業について

阿津江地区の復旧計画策定に当たっては、県としても関係機関や地元との調整等に積極的
に取り組みますので、阿津江地区を国直轄地すべり防止区域として位置付けるとともに、阿
津江地区の早期復旧を図るため、国直轄地すべり防止事業として実施してください。

【被災状況写真】

全 景



① 町道被災状況



② 町道被災状況



③ 家屋被災状況



④ 国道被災状況



22 海上における情報通信網の充実について

県担当課（室） 水産課，企画課，地域情報政策課，交通政策課

【提言・要望の趣旨】

海上における情報通信網の充実を図ること。

【徳島県の現状と課題】

事故や災害の発生時の被害を最小限に抑え、かけがえのない命を守るためには、確実な情報伝達が不可欠です。

海上における情報伝達手段としては、取扱いの簡便性から、現在では携帯電話が主力となっています。

また、携帯電話の利便性や高機能化をうけ、携帯電話を用いた防災・減災・安全対策が近年急激に進んでいます。例えば、海上保安庁におきましては、海に出かけるときは携帯電話等の連絡手段の確保を呼びかけるとともに、「海のもしものは118番」というキャッチフレーズで、陸上における110番、119番通報と同様に緊急時には118番電話による通報をするよう周知に努められているところですが、本年4月からは、118番緊急通報発信された際、通報先に対して、発信された場所に関する情報を自動的に通知するシステムが導入されたところです。また、徳島県においては、携帯電話のメール機能を利用して地震情報や津波予報などの防災情報を配信する「とくしま防災メール」システムを運用しております。

このように、携帯電話は、海上における、非常に重要でまた拡張性を見込める情報伝達手段ですが、元来海上は携帯電話のサービスエリアとしての認識があまり持たれていなかったことや、アンテナ設置場所に乏しいことから、陸上に比べ電波の到達距離が長いにもかかわらず、徳島県近海においても電波状況の芳しくないところがあります。

海難事故や、今世紀前半にも発生が懸念されている東南海・南海地震による巨大津波などの自然災害に対応した、「安全・安心」の確保が重要性を増しているなか、海上における携帯電話不通エリアを無くすための取り組みが求められています。

携帯電話不通エリアの抜本的な解決策として、いわゆる「携帯宇宙基地局構想」についての検討も開始されるとのことでありますが、その実用化までの間の対策も必要であると考えられます。

【提言・要望の具体的内容】

日本の領海内の全てにおいて、携帯電話による通信が可能となるよう、必要な規制緩和や技術開発、財政支援をしてください。

- ・ 航路標識に携帯電話用アンテナを設置することについての法的、技術的検討
- ・ 携帯事業者への財政支援 など

23 吉野川・那賀川直轄河川改修事業等について

県担当課（室） 流域整備企画課

【提言・要望の趣旨】

吉野川・那賀川の河川整備計画を早期に策定するとともに、両河川の直轄河川改修事業等を計画的に推進すること。

【徳島県の現状と課題】

吉野川・那賀川は、四国を代表する大河川です。

本県は台風常襲地帯にあり、両河川は国内でも屈指の多雨地域であることなどから、度重なる洪水の氾濫被害を受けてきており、特に平成16年には、本県に5つもの台風が上陸しました。なかでも台風23号では、吉野川において戦後最大の洪水を記録し、上流部の無堤地区で氾濫被害、下流部で内水被害が発生しました。那賀川においても無堤部を中心に広範囲に洪水被害が発生しており、両河川においては治水安全度の向上が喫緊の課題となっています。

また、両河川の水資源は、農業用水や都市用水に幅広く利用され、流域の生活や産業、経済活動に多大な恵みを与えています。平成17年は、吉野川の早明浦ダム及び那賀川の長安口ダム等で利水容量がゼロになり、那賀川流域の工業関係被害額が約68億5千万円となるなど、過去に類をみない異常渇水となったこと、特に那賀川については、平成19年4月中旬以降、取水制限が実施されていることから、利水関係者からは利水安全度を向上させるための早期対策の強い要望も寄せられています。

さらに、豊かな自然を有する両河川の河川環境の保全を図っていくことも重要な課題となっています。

こうした両河川が抱える治水・利水・環境の諸課題を解決するためには、地域の意見が反映された河川整備計画が早期に策定されるとともに、計画的に改修事業が実施される必要があります。

特に、那賀川については、平成19年度から長安口ダムが国直轄管理となり、ダムの改造事業などについても着手されたことから、その効果の早期発現のためにも、事業の促進について配慮していただく必要があります。

【提言・要望の具体的内容】

1 吉野川の河川整備について

- (1) これまでの台風や渇水による被害状況に鑑み、早期に河川整備計画を策定してください。
- (2) 直轄河川改修事業等の計画的な推進を図ってください。
 - ① 吉野川の岩津上流地区及び旧吉野川地区における無堤部の解消のための築堤・用地買収等の重点的な促進を図ること。
 - ② 吉野川の岩津下流地区における重要水防箇所の解消や南海地震対策のため、堤防補強を促進すること。
 - ③ 吉野川の内水対策を促進すること。
- (3) 吉野川第十堰については、抜本的な第十堰の対策のあり方について検討を進めるとともに、現堰について適切に補修を進めてください。

2 那賀川の河川整備について

- (1) これまでの台風や渇水による被害状況に鑑み、早期に河川整備計画を策定してください。
- (2) 直轄河川改修事業等の計画的な推進を図ってください。
 - ① 那賀川直轄管理区間における無堤部の解消のための築堤・用地買収等の促進を図ること。
 - ② 桑野川床上浸水対策特別緊急事業の早期完成を図ること。
- (3) 長安口ダム改造事業の推進を図ってください。

24 港湾・海岸整備について

県担当課（室） 港湾空港課

【提言・要望の趣旨】

東南海・南海地震等による津波から、尊い人命や財産等を防護するため、直轄事業である撫養港海岸の着実な整備促進を図ること。

活力や魅力あふれる港湾空間を創出するため、緑地や海陸交通の結節点となる交通機能用地等を新たに造成する徳島小松島港「マリンピア沖洲第2期事業」の整備推進に必要な予算の確保を図ること。

【徳島県の現状と課題】

1 撫養港海岸（鳴門市）の整備促進

撫養港海岸は、護岸築造後、約40年が経過し、老朽化の進行や平成7年の阪神淡路大震災により、亀裂や護岸背後の水叩きの陥没が見受けられ、また砂地盤であるため地震発生時には液状化の恐れがあり、極めて危険な状態であります。

さらに、南海地震は今後30年間で50%程度と高い確率で発生が予測されており、同海岸の早期整備が喫緊の課題となっております。

2 徳島小松島港「マリンピア沖洲第2期事業」の整備推進

徳島小松島港沖洲地区においては、マリンピア沖洲第1期事業として、耐震強化岸壁1バースを含む7バースの公共岸壁やコンテナターミナルが整備されており、産業用地、廃棄物処分用地を確保する等、背後地域の生活環境の改善や産業振興等県民生活に大きく寄与しています。

しかしながら、第1期事業においては港湾就労者や来訪者の憩いの場となる緑地がほとんど整備されていないこと及び、漁船の係留箇所がなく、河川等に分散係留を余儀なくされていることから、労働環境の改善及び港湾環境の向上を早急に図る必要があるとともに、物流の円滑化や港湾と背後地域との連絡を強化する臨港道路等の整備が強く求められています。

さらに、四国横断自動車道の本線及びインターチェンジが計画されており、マリンピア沖洲及び県勢発展に資する広域交通ネットワークを構築するため、早期に高速道路の用地造成を行うことが不可欠となっております。

【提言・要望の具体的内容】

1 東南海・南海地震の発生に備え、直轄事業である撫養港海岸の整備を促進してください。



2 徳島小松島港沖洲地区において、県民が海に親しみ人々の憩いの場となる緑地等の整備及び四国横断自動車道の県南延伸に不可欠なマリンピア沖洲第2期事業の整備を推進するため、必要な予算を確保してください。

